

件名) 関越自動車道 入間川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P.23 25-3-3 【1】コンクリート構造物工 1) 構造物用コンクリートの種別	コンクリートA1-1 および コンクリートP6-5 について、膨張材を使用することを想定されていますでしょうか。ご教示ください。	コンクリート施工管理要領に記載のとおりです。
2	特記仕様書 P.23 25-3-3 【2】プレストレストコンクリート構造物 1) PC鋼材引張の種別	区分内容に、シースの材料はプレキャストPC床版製作工に含むと記載されていますが、一次施工と二次施工の接続部に設置する接続シースもPC床版製作工に含まれていると考えてよろしいでしょうか。 また、含まれていない場合は、計上されている項目をご教示ください。	PC床版製作工に含まれているものとお考えください。
3	特記仕様書 P.27 25-3-3 【6】雑工 アスファルト舗装版取壊し (TypeB1)	既設床版上に床版防水は施工されていますでしょうか。ご教示ください。 また、施工されている場合は、床版防水の撤去方法や運搬・処分方法についての想定されている内容をご教示ください。	床版防水はないものとお考えください。
4	特記仕様書 P.29 25-3-3 【8】プレキャストPC床版製作工 5) 製作 (3)	「はく落防止対策工A」に相当するはく落防止対策を行うものとする。と記載されておりますが、はく落防止対策工の施工範囲のわかる資料(図面、数量など)をご教示ください。	はく落防止対策工は設計要領第二集 橋梁建設編で示す範囲でお考えください。
5	特記仕様書 P.29 25-3-3 【8】プレキャストPC床版製作工 5) 製作 (3)	「はく落防止対策工A」に相当するはく落防止対策を行うものとする。と記載されておりますが、場所打ち床版部においても、はく落防止対策工を施工する箇所がありますでしょうか。ご教示ください。 また、施工がある場合は、施工範囲のわかる資料(図面、数量など)をご教示ください。	はく落防止対策工は設計要領第二集 橋梁建設編で示す範囲でお考えください。
6	特記仕様書 P.37 25-15 交通規制工 25-15-1 種別	単価表の項目毎に記載されている施工可能時間から『土木工事積算基準 第25編 交通規制』に基づき算出する規制時間に対し、記載の規制時間が一致しませんが、単価の計上において、どちらの規制時間を計上すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	特記仕様書に記載の規制時間を計上ください。
7	特記仕様書 P.42～ 25-17 撤去工	撤去材の処分について、想定されている処分施設をご教示ください。また、その処分費についてもご教示ください。	見積対象項目のため、想定している処分施設はございません。

8	特記仕様書 P. 42～ 25-17 撤去工	撤去材の処分について、スクラップ処分として計上されている材料がありましたら、ご教示ください。	見積対象項目のため、スクラップ処分が必要な項目についてはスクラップ処分費を計上願います。
9	特記仕様書 P. 42～ 25-18 仮設工 25-18-3 材料	仮設防護柵A, B, Cについてはリース品等の記載がありますが、それ以外の仮設工に使用する材料は、新材料を購入して設置するものとして考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	そのとおりとお考えください。
10	特記仕様書 P. 42～ 25-18 仮設工	仮設工のリース品以外の材料に関して、想定されている処分施設をご教示ください。また、その処分費についてもご教示ください。	見積対象項目のため、想定している処分施設はございません。
11	金抜設計書 番号41 11- (4) 検査路A	設計図に記載されている代表箇所の重量に設置延長を乗じた数量計算書の数量となっていますが、詳細設計後の数量により設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。 また、詳細設計後の形状や仕様などにより、単価も変更されると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考えください。
12	金抜設計書 番号41 11- (4) 検査路A	検査路の設置に伴い、既設鋼桁に孔明する必要がありますが、設計単価に計上されていますでしょうか。また、計上されていない場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	既設鋼桁の孔明は含みません。 詳細設計の結果により変更が生じる場合は、設計変更の対象とします。